



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

北陸地方整備局 建政部
令和7年5月27日

参考資料

石川県宅地建物取引業協会の皆さまへ ～建設産業へのご理解・ご協力をお願い～

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

議員立法 公共工事品質確保法等の改正		政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正	
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性 向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	
地域における 対応力強化		●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1）建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 2,018時間/年
全産業 508万円/年 1,956時間/年
（▲15.0%）（+3.1%）
[H9] 685万人（10.4%）⇒ [R5] 483万人（7.2%）
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「毎月労働統計調査」（令和5年度）
（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（）内
[H9] 685万人（10.4%）⇒ [R5] 483万人（7.2%）
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていきけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

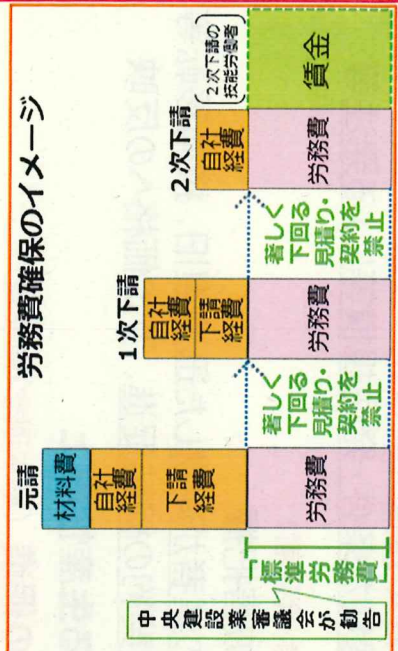
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化（例、遠隔通信の活用）

・国が現場管理の「指針」を作成（例、元下間でデータ共有）

➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を省略可）



公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

背景・必要性

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

測量業の

担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等



1. 適正な労務費の確保と行き渡り

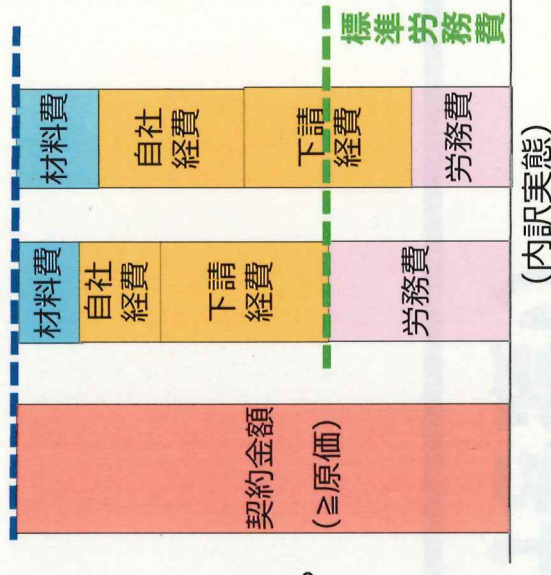
労務費確保に向けた見積り及び契約に関する措置

- 「著しく低い労務費」を禁止し、適正水準の労務費で見積・契約しても、他の経費が大幅に削減され、総価では原価割れとなれば、**実質的には適正な労務費が確保されない**のと同じ。

⇒ 労務費「単体」を対象とした規制と併せて、「**総価**」での原価割れを禁止することとした。

- 一方、**総価での原価割れだけを禁止しても、労務費が適正水準で見積・契約されていないければ、適正な水準の労務費を行き渡らせることは困難。**

⇒ 労務費について、総価という積算の「結果」への規制だけでなく、見積書の作成・調整の「プロセス」を規制することで、適正水準の確保を確実にする必要。



見積り
～契約

労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

著しく低い労務費等による見積り提出（受注者）や見積り変更依頼（注文者）を**禁止**

+

契約
段階

不当に低い請負代金の**禁止**

総価での原価割れ契約を受注者にも**禁止**



技能者への賃金の確実な行き渡り

(1) 「労務費の基準」の目的

- 適正な水準の労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを目指す。
- 具体的には、
 - ・ 契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の相場観として機能させること
 - ・ これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、行政が指導監督する際の参考指標としても活用することを目的として、基準を作成する。

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の活用方法を分かりやすく示すとともに、契約時に
おいて、労務費の基準に基づき見積りと書面での契約を業界慣行としていく。
- また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただくこととする。
- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も用いて、労務費の行き渡りの担保を図ることとする。
- 行政による、受発注者双方に対する処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施や、場合によっては、改正建設業法に基づく指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着を図ることとする。
 - ① 労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
 - ② 確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
 - ③ これらのルールの行政による検証、など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。
- 技能者の賃上げにつながるよう、公共工事・民間工事間わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定することとする。

下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて

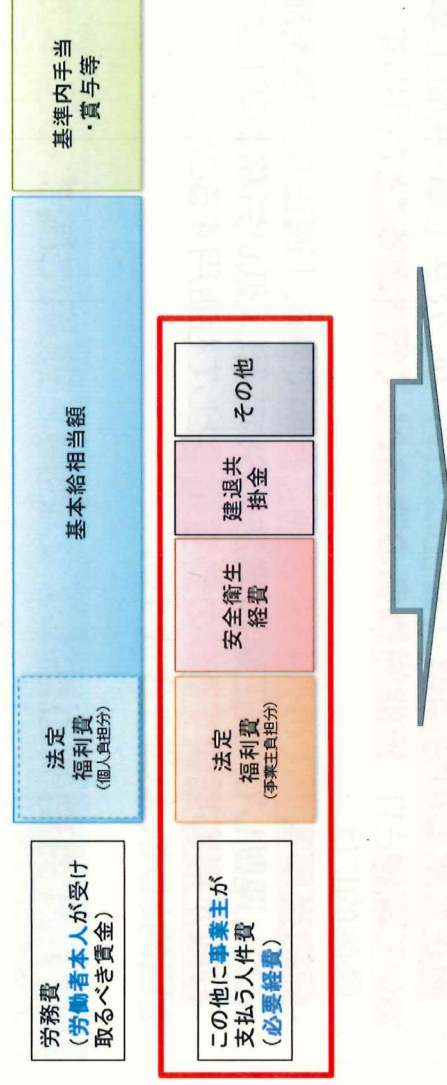
✓建設業の技能労働者の処遇改善のためには、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。

✓第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

○建設業法における「通常必要と認められる原価」としては、**労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建設共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。**

※イメージ図



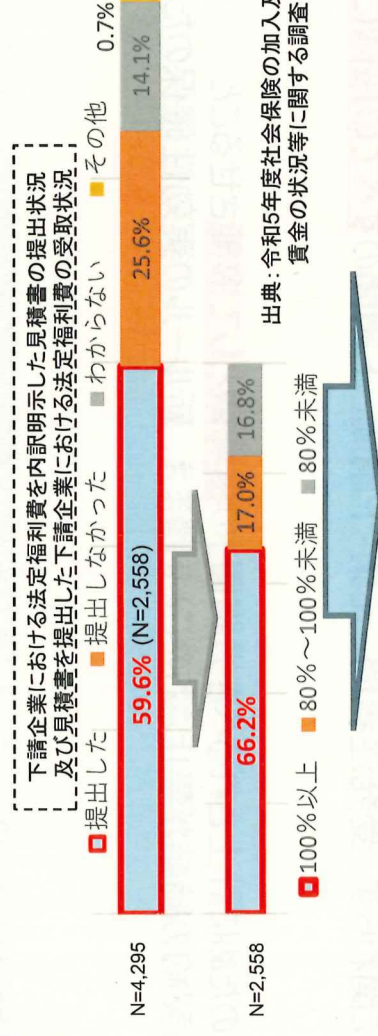
○工事の適正施工に必要な**労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化**

○併せて、著しく低い**労務費や必要経費**による**見積り・見積り変更依頼を禁止**

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

○これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して**取組を要請。**

○令和5年度時点で、下請業者による法定福利費を内訳明示した見積書の取り交わし状況は59.6%。そのうち66.2%については内訳明示した額を受け取り。



○技能労働者の処遇改善に必要な**不可欠な労務費・必要経費**の行き渡りには**適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。**

○**適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体**となつて**取組を加速化させる必要。**

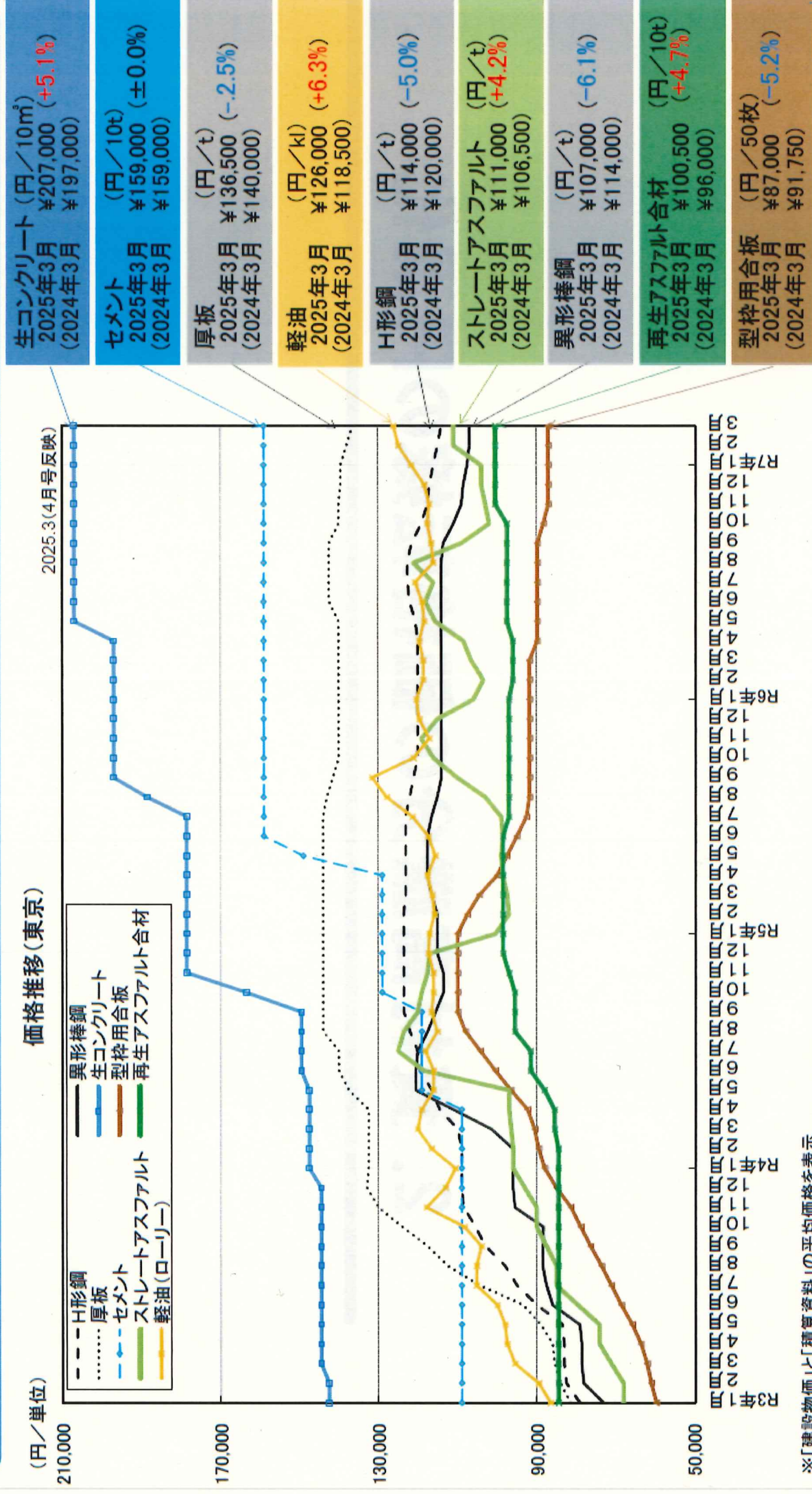
2. 資材高騰分の価格転嫁の円滑化



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
 出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン *発注者・受注者間に於ける建設業法令遵守ガイドライン

請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項に
「契約変更を認めない」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

おそれ情報の通知(受注者)

契約前に、資材高騰等のリスクを注文者・受注者の双方が共有
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

- 天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、
 - 主要な資機材の供給の不足／遅延又は資機材の価格の高騰
 - 特定の工種における労務の供給の不足又は価格の高騰
- ※ 契約時に未発生 of 自然的な事象に起因する事象については、発生 of 蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- 受注者の通常の事業活動において把握できる、一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報が根拠
- ※ 国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など
- 書面又はメール等の電磁的方法により、見積書交付等のタイミングで通知

誠実協議 (注文者)

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、変更可否について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- 協議の開始自体を正当な理由なく拒絶
- 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延
- 受注者の主張を一方的に否定 or 十分に聞き取らずに協議を打ち切る

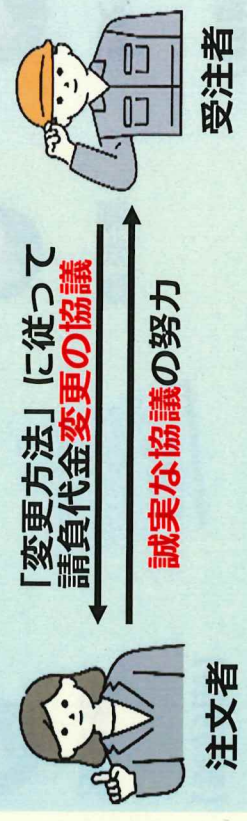
【契約前】

契約書(イメージ)
第〇条 請負代金の**変更方法**
・ 材料価格に著しい変動が生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



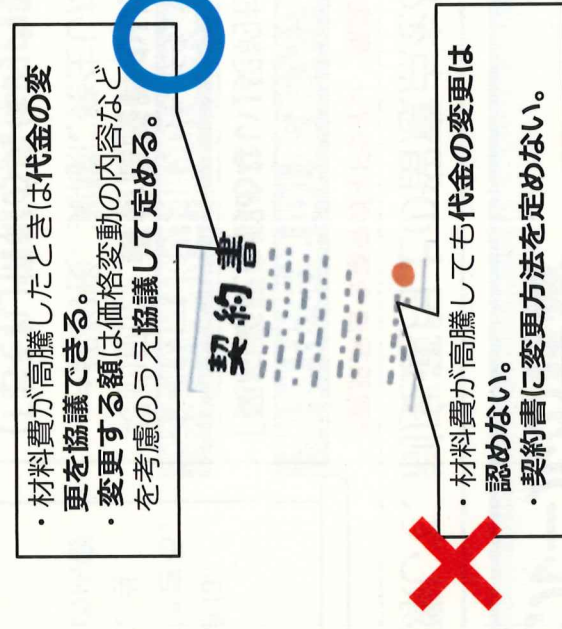
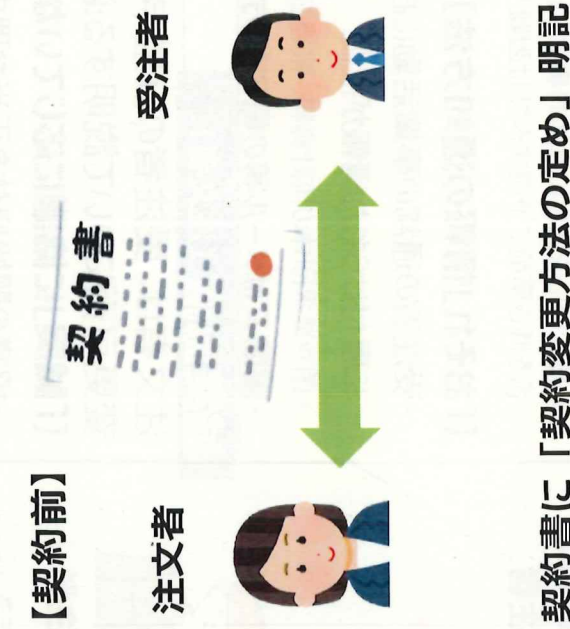
資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



なお、事前通知がなかったことのみでは、協議を拒む理由にはならない
⇒契約上の「変更方法」に基づき適切に協議

【参考】「おそれ」情報の通知フローまとめ（イメージ）



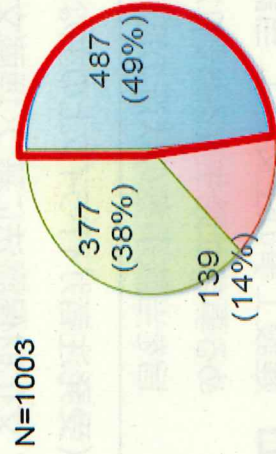
変更契約条項の有無（建設企業向けアンケートより）



物価等の変動に関する契約変更条項がある請負契約は、R5年調査では半数程度にとどまっている。
(調査項目が異なるが、R4調査では約4割)

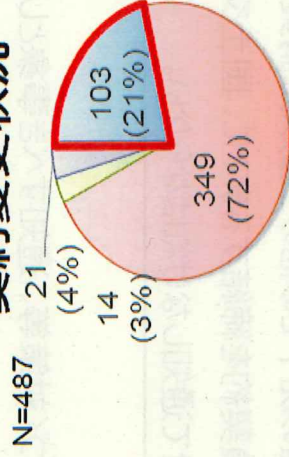
※元請として請け負った工事が対象

契約変更協議の申出状況



- 協議を行った
- 協議の申出を行ったが応じてもらえなかった
- 協議の申出を行わなかった

契約変更状況



- 全て契約変更が行われた
- 一部契約変更が行われた
- 契約変更は行われなかった
- 注文者へ申出中のため、契約変更されるか未定である

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度)国土交通省

資材価格等の高騰の影響を受けていても、**受注者の申出どおり**に**契約変更**が行われるのは、R5年調査では**2割程度**。
(R4調査:15%)

注文者に求められる対応 ①

発注者から受注予定者に対するおそれ情報の通知

- 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、建設業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。（法第20条第1項）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点；p 3）

- ✓ 文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査とその結果に基づく対策等、通知すべき事象として明確化
- ✓ 通知の方法として、書面又は電磁的方法により行うことが求められる旨を明記

その他工期等に影響を及ぼす事象の取扱い

- 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
（略） 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め（法第19条第1項第6号）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点；p 6）

- ✓ 設計図書と工事施工環境の乖離のように、いわゆる「おそれ情報」には該当しないものであっても工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、法令上の規定ぶり等に鑑みれば、これらの情報を把握することが本来の責務とされている発注者が契約締結以前に十分に確認することが求められること、契約締結に先立ち発注者と受注予定者が十分に現場確認すること等により契約内容に反映して契約締結することが求められることを明記
- ✓ 契約締結前の確認によっても明らかにならなかった事象について、締結後に生じた場合には、法第19条第1項第6号の規定に基づき、双方が適切に設計や請負代金又は工期に関する変更の協議を行うことが求められることを明記

おそれ情報の発注者への通知時期

- 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす（略）事象が発生するおそれがあるとき、請負契約を締結するまでに、（略）注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。（法第20条第2項）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 5）

- ✓ 入札方式を採用する一部民間工事における通知については、発注者が入札実施段階で通知の方法及びタイミングを定めたうえで周知を行うべきことを明記

事前に通知されていなかった事象が生じた際の協議

- 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。（略）

- ・ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め（法第19条第1項第6号）
- ・ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め（法第19条第1項第7号）
- ・ 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め（法第19条第1項第8号）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 9）

- ✓ 事前に受注者から発注者に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって発注者が受注者から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、事前通知を受けた際の対応に準じて誠実に協議に応じることが求められることを明記
- ✓ その際、受発注者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて対応すべきであること、また協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められることを明記

注文者に求められる対応 ③

「不当に低い請負代金の禁止」規定の解釈

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。（法第19条の3）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 21）

- ✓ 契約締結後に資機材価格の高騰や労務費の上昇があり、それによって原価が請負代金額を上回った場合に、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者の申し出た請負代金の変更協議に応じず、必要な契約変更を行わなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合も、同条に違反するおそれがある旨を定義部分に明記

価格転嫁に関する基本的な考え方

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 23）

- ✓ 価格転嫁は、発注者、元請負人、下請負人を問わず、サプライチェーン全体で取り組む必要があること、その際には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」（令和5年11月29日、内閣官房・公正取引委員会）（*）等に留意すべきことを明記

（*）「労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。」等の規定あり

3. 適正な工期の設定



- 適正な工期設定に向け、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。その後、令和6年4月からの**建設業の時間外労働規制の適用**を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、**同基準を改定（令和6年3月）**。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮するとともに、その場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施。**
- **民間工事についても、適正な工期が設定されるよう、関係省庁や業界団体と連携して働きかけを実施。**

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告 令和6年3月改定）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- ・ 法定外労働時間
労働基準法における**法定労働時間（略）を十分理解し、その遵守を徹底**する必要がある。
- ・ 週休2日の確保
（略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが必要である。

公共工事に関する取組

- 国交省直轄工事では「**月単位の4週8休**」を推進。労務費や現場管理費等の経費を補正して予定価格に反映。また、休みを土日とした完全週休2日を実施した工事について、工事成績で加算。
- 都道府県発注工事については、「**工期を通じた4週8休相当**」の**100%実施**を目標に設定し、取組結果を集計・公表。必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 市町村発注工事についても、**週休2日工事の制度導入率100%**に向け、取組の推進等を要請。（目標設定や結果の集計・公表を検討中）

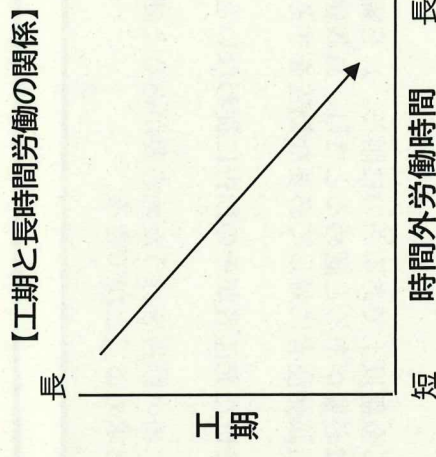
民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や各種講演、民間発注者に対する実地調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定について働きかけを実施。**
- 民間工事における**工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。
- 国交大臣と建設業4団体との間で、働き方改革について、**労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」ことを申合せ（令和6年3月）**。

- 建設業法第19条の5では、「**注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正すること**にあり、**そのためには、適正な工期設定を行う必要がある**ことから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。
- 当該規定は今後、**受注者にも適用**される。（R7年中の施行予定）

短い工期と長時間労働の関係

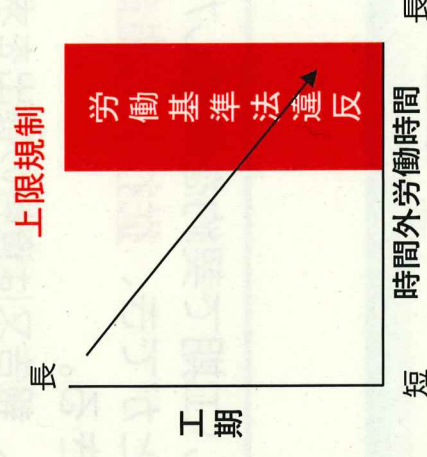
- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制が適用されており、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

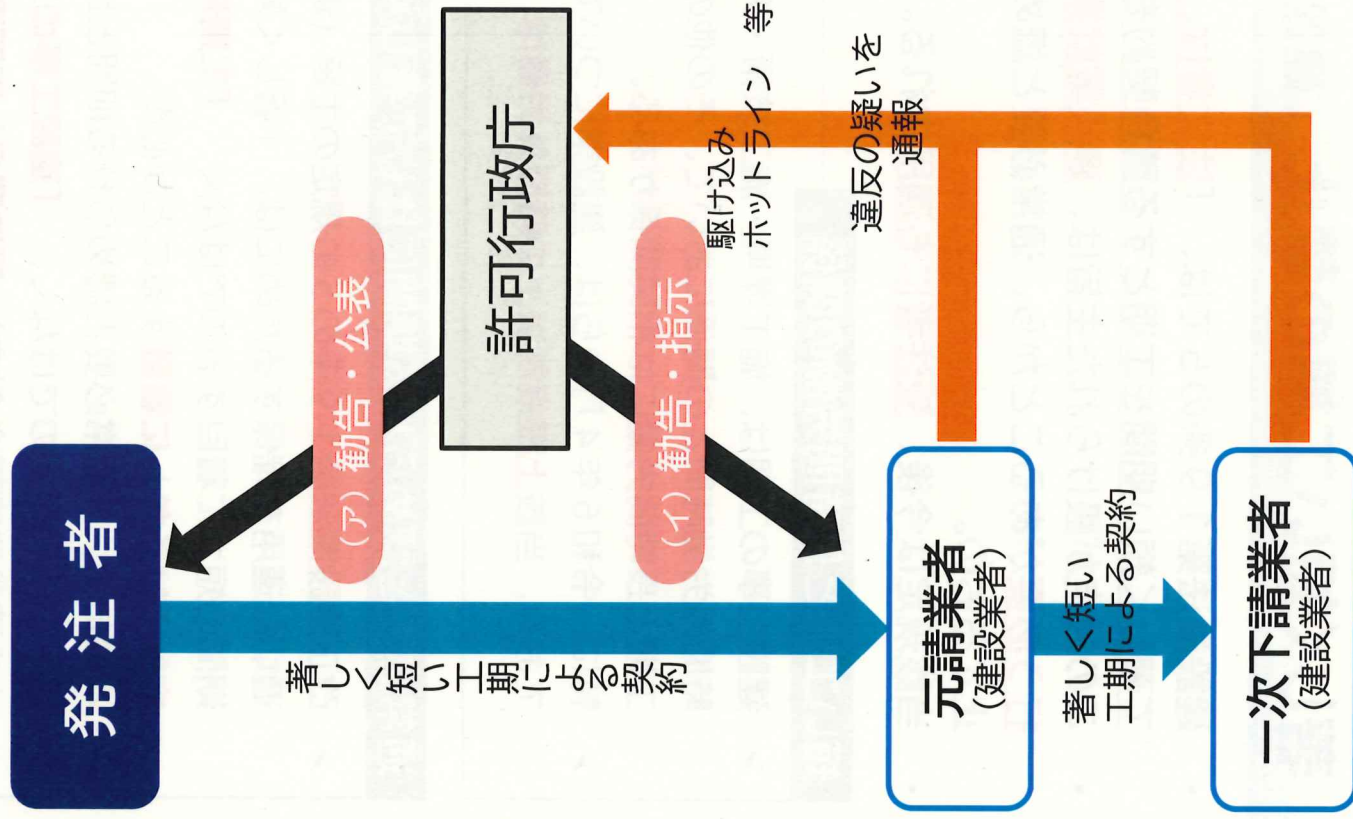


通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、「**建設工事の工期に関する基準**」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして**不適正に短く設定された期間**をいう。

【工期と長時間労働の関係】
（令和6年4月～）





(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

○ 新潟・富山・石川各県の労働局と連携し、労働局長及び北陸地方整備局長の連名で、公共工事発注者団体（各地方公共団体等）、民間工事発注者団体（地域経済団体等）、建設企業団体に
対し、**適正な工期設定等を含め働き方改革に向けた取組の推進**を文書で要請

〔連名要請文（新潟）〕

〔整備局：工事発注者向け（民間）リーフレット〕

〔労働局：工事発注者向けリーフレット（新潟）〕

建設工事の発注者のみなさまへ
建設業は皆様のパートナー産業です
建設業の働き方改革の推進にご理解とご協力を！

建設業は、住宅、オフィスビル、店舗、工場などの建築や学校、病院などの公共施設の建築、市民生活と経済活動の基盤となる、道路、橋、堤防などの建設やメンテナンス、降雪時の除雪など、地域社会と共生し、地域経済と雇用を支える役割を担っています。また、近年、顕著化している地震や記録的な豪雨、台風など激甚化している自然災害の発生時には、最前線での応急対応、復旧・復興活動など、安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であり、人々の生活基盤を支える、不可欠な基幹産業です。
建設業就業者の長時間労働を削減するためには、建設業者の取組だけではなく、建設工事発注者のご理解とご協力が必要です。
建設工事の発注者の皆さまにおかれましては、本リーフレットの趣旨をご理解いただき、**適正な工期設定での工事発注をお願いします。**

**2024（令和6）年4月1日から
建設業も長時間労働の上限規制が適用されます**

2024（令和6）年4月1日以降、建設業における長時間労働の上限は原則として
月45時間・年360時間となり、臨時的特例の事情がなければこれを超えることができません。

著しく短い工期の請負契約は禁止されています

- 建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる期間に比し著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。
- 建設業法第19条の6第2項において、「建設業者と請負契約（請負代金額が500万円（建築一式工事は1,500万円）以上であるものに限り。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対し必要な勧告をすることができ、」ことが規定されています。
- 長時間労働の上限規制を上回る適正な長時間労働時間を前提として設定される工期は、例えば、**発注者と受注者の間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とであると判断されます。**
- 長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や手抜き工事につながるおそれもあります。また、**建設業法違反で勧告等**される場合があります。

工事発注者の皆様へ
建設会社の「働き方」が変わります！

**2024（令和6）年4月1日から建設会社にも
長時間労働の上限規制が適用されます。**

ポイント1

現在、建設業については、36協定で定める長時間労働の上限規制の適用が猶予されていますが、2024（令和6）年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的特例の事情がなければこれを超えることができません。

ポイント2

- また、臨時的特例の事情（特別条項）があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできません。
- ・ **1年間の時間外労働は720時間以内**
 - ・ **1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満（※）**
 - ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て**1か月当たり80時間以内（※）**
 - ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで。**

✓ 今後このような取り組みが進んでいくものと考えられます。
工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

適正な工期の設定

年次有給休暇の取得促進

適正な賃金水準の確保

適正な労働時間の確保

人材確保と育成など



（※）災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。

- ◆ 建設業界における「働き方改革」、「週休2日の確保」の推進を図るため、北陸ブロック発注者協議会として、宣言制度を創設。
- ◆ 受発注者双方で取り組みを『宣言』し、市町村工事も含め週休二日を促す。

発注者用

週休2日 change!!
適正工期発注宣言
 北陸ブロック発注者協議会

受注者(企業)用

週休2日 change!!
取組企業宣言
 北陸ブロック発注者協議会

ロゴマークの使用について

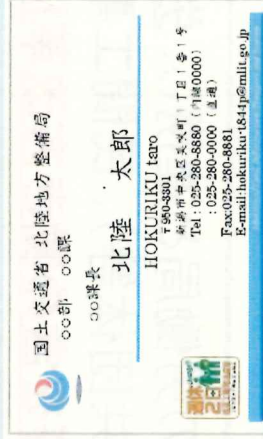
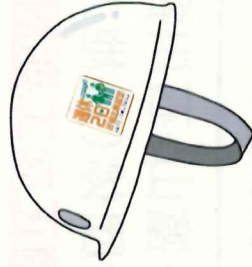
- ◆ 発注者は、「週休2日」を確保できる“適正な工期設定”を行い発注していることを『宣言』
- ◆ 受注者は、従業員が「週休2日」を取得でき、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいることを『宣言』

ロゴマークについて

- ◆ 「週休2日」の取得により、休日が増え、家族と過ごす様子をピクトグラムでシンブルに表現。
- ◆ 受発注者双方の意識の変化を促すため、「change!!!」というメッセージを組み合わせて表現。

【ロゴマークの使用例】

- ・ ウェブサイト、ヘルメット、建設現場の看板や仮囲い等、名刺、ポスター、チラシなど




受発注者間における建設業法令遵守ガイドライン

- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」は、発注者と受注者の関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的としている（平成23年8月策定）。
- 令和6年12月からの改正建設業法の施行等を踏まえ、取引適正化を図るべく、同月にガイドラインを改定。

受発注者間における建設業法令遵守ガイドラインの内容 **R6.12改定箇所**

1. 見積条件の提示等（法第20条第4項、第20条の2）
2. 書面による契約締結（法第18条、第19条第1項・第2項、第19条の3、第20条第1項及び第20条の2第4項）
3. 著しく短い工期（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
4. 不当に低い請負代金（法第19条の3）
5. 原材料料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6. 指値発注（法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）
7. 不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）
8. やり直し工事（法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9. 支払（法第24条の3第2項、第24条の6）

関係法令の解説

- 10-1. 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 10-2. 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 10-3. 建設工事で発生する建設副産物について
- 10-4. 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

建設業法に抵触するおそれのある行為や取引適正化において必要な行為の例

発注者及び受注予定者が、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知することが必要。

「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、協議を前提としない規定である場合には、建設業法第19条第1項に違反する。

建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする請負契約を締結した場合には、建設業法第19条の5に違反する。

受注予定者が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い※、その後、その事象が発生し変更の協議を申し出たが、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合には、建設業法第19条の3に違反する。

※受注予定者が当該通知をしていなかったものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出した場合を含む

＜お問い合わせ先＞

国土交通省 北陸地方整備局 建設部 建設産業課

TEL 025-370-6571 (直通)

✕—ル kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp

T 950-8801

新潟県中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館
(JR新潟駅バスターミナルからバスで約30分)

